

# 平成 21 年度

## 指定介護老人福祉施設等集団指導研修

- 介護老人福祉施設等における介護報酬算定に係る主な留意事項・・・P1～P4
- 介護老人福祉施設等に対する実地指導の実施について・・・P5
- 定員超過利用に係るチェック表・・・P6～P7
- 各種加算等自己点検シート（～20年度）・・・P8～P28
- 各種加算等自己点検シート（21年度～）・・・P29～P56
- 介護報酬算定に係るQ&A・・・P57

平成 21 年（2009 年）5 月 26 日

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

## 介護老人福祉施設等における介護報酬算定に係る主な留意事項

### I 定員超過利用

#### 1 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設

##### (1) 算定方法

原則として月平均の入所者数（空床利用型の短期入所生活介護の利用者数を含む。）が広島県知事又は広島市長に提出した運営規程に定められている入所定員を超えた場合は、その翌月から定員超過利用が解消された月まで、入所者全員について、介護福祉施設サービス費又は地域密着型介護福祉施設サービス費の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数により算定する。【厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（以下「通所介護費等の算定方法」という。）第10号のイ、第11号のイ、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（以下「平成12年老企第40号」という。）第2の1の(3)の③、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（以下「地域密着型の留意事項」という。）第2の1の(6)の③】

##### (2) 入所者数の算定方法

###### ① 入所者数の算定においては、入所した日を含み、退所した日は含まない。

また、当該施設から病院等に入院又は外泊した場合にあっては、入院又は外泊の初日は含まず、病院等を退院等して当該施設に再入所した日を含む。【平成12年老企第40号第2の1の(2)の④、地域密着型の留意事項第2の1の(5)の④】

###### ② 入所者の数は、1月間（暦月）の入所者数の平均を用いる。1月間の入所者数の平均は、当該月の全入所者の延数を当該月の日数で除して得た数とする。平均入所者数の算定に当たっては、小数点以下を切り上げる。【平成12年老企第40号第2の1の(3)の②、地域密着型の留意事項第2の1の(6)の②】

##### (3) やむを得ない措置等による定員の超過

原則として入所者数（空床利用型の短期入所生活介護の利用者数を含む。）が入所定員を超える場合は、定員超過利用による減算の対象となり、所定単位数の100分の70を乗じて得た単位数を算定することとなるが、次の①及び②の場合においては、入所定員に100分の105を乗じて得た数（入所定員が40人を超える場合にあっては、利用定員に2を加えて得た数）まで、③の場合にあっては、入所定員に100分の105を乗じて得た数までは減算が行われない。なお、この取扱いは、あくまでも一時的かつ特例的なものであることから、速やかに定員超過利用を解消する必要がある。

###### ① 老人福祉法第11条第1項第2号の規定による市町村が行った措置による入所（同法第10条の4第1項第3号の規定による市町村が行った措置により当該施設において空床利用型の短期入所生活介護の利用が行われる場合を含む。）によりやむを得ず入所定員を超える場合

###### ② 当該施設の入所者であったものが、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第19条又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第

145条の規定による入院をしていた場合に、当初の予定より早期に施設への再入所が可能となったときであって、その時点で当該施設が満床だった場合（当初の再入所予定日までの間に限る。）

- ③ 近い将来、当該施設本体に入所することが見込まれる者がその家族が急遽入院したことにより在宅における生活を継続することが困難となった場合など、その事情を勘案して施設に入所をすることが適当と認められる者が、当該施設（当該施設が満床である場合に限る。）に入所し、併設される指定短期入所生活介護事業所の空床を利用して指定介護福祉施設サービス又は指定地域密着型介護福祉施設サービスを受けることにより、当該施設の入所定員を超過する場合【平成12年老企第40号第2の5の(4)、地域密着型の留意事項第2の7の(4)】
- (4) 災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用  
定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行う。【平成12年老企第40号第2の1の(3)の⑥、地域密着型の留意事項第2の1の(6)の⑤】

## 2 短期入所生活介護（空床利用型）

### (1) 算定方法

原則として月平均の利用者数（特別養護老人ホームの入所者数を含む。）が広島県知事又は広島市長に提出した特別養護老人ホームの入所定員を超えた場合は、その翌月から定員超過利用が解消された月まで、利用者全員について、短期入所生活介護費の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数により算定する。【通所介護費等の算定方法第3号のイ、平成12年老企第40号第2の1の(3)の③】

### (2) 利用者数の算定方法

1ページの1の(2)と同様【平成12年老企第40号第2の1の(2)の④、第2の1の(3)の②】

### (3) やむを得ない措置による定員の超過

利用者数が利用定員を超える場合は、原則として定員超過利用による減算の対象となり、所定単位数の100分の70を乗じて得た単位数を算定することとなるが、老人福祉法第10条の4第1項第3号若しくは同法第11条第1項第2号の規定による市町村が行った措置によりやむを得ず利用定員を超える場合又は緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、利用定員に100分の105を乗じて得た数（利用定員が40人を超える場合にあっては、利用定員に2を加えて得た数）までは減算が行われない。なお、この取扱いは、あくまでも一時的かつ特例的なものであることから、速やかに定員超過利用を解消する必要がある。【平成12年老企第40号第2の2の(3)】

### (4) 災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用

2ページの1の(4)と同様【平成12年老企第40号第2の1の(3)の⑤】

### 3 短期入所生活介護（単独型、併設型）

#### (1) 算定方法

原則として月平均の利用者数が広島県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えた場合は、その翌月から定員超過利用が解消された月まで、利用者全員について、短期入所生活介護費の所定単位数に 100 分の 70 を乗じて得た単位数により算定する。【通所介護費等の算定方法第 3 号のイ、平成 12 年老企第 40 号第 2 の 1 の(3)の③】

#### (2) 利用者数の算定方法

1 ページの 1 の(2)と同様【平成 12 年老企第 40 号第 2 の 1 の(2)の④、第 2 の 1 の(3)の②】

#### (3) やむを得ない措置による定員の超過

利用者数が利用定員を超える場合は、原則として定員超過利用による減算の対象となり、所定単位数の 100 分の 70 を乗じて得た単位数を算定することとなるが、老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項第 3 号の規定による市町村が行った措置によりやむを得ず利用定員を超える場合又は緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、利用定員に 100 分の 105 を乗じて得た数（利用定員が 40 人を超える場合にあっては、利用定員に 2 を加えて得た数）までは減算が行われない。なお、この取扱いは、あくまでも一時的かつ特例的なものであることから、速やかに定員超過利用を解消する必要がある。【平成 12 年老企第 40 号第 2 の 2 の(3)】

#### (4) 災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用

2 ページの 1 の(4)と同様【平成 12 年老企第 40 号第 2 の 1 の(3)の⑥】

## II 夜勤体制による減算

### 1 共通

夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合の減算については、ある月（暦月）において以下のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において入所者又は利用者の全員について、所定単位数の 100 分の 97 に相当する単位数を算定する。

イ 夜勤時間帯（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの時間を含めた連続する 16 時間を行い、原則として事業所又は施設ごとに設定する。）を通じて夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が 2 日以上連続して発生した場合

ロ 夜勤時間帯において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が 4 日以上発生した場合【平成 12 年老企第 40 号第 2 の 1 の(6)、地域密着型の留意事項第 2 の 1 の(9)】

## III 各種加算

### 1 共通

#### (1) 療養食加算

疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食（流動食は除く。）、貧血食、脾臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供したときは、加算する。【厚生労働大臣が定める者等第 15 号、第 31 号、第 38 号、平成 12 年老企第 40 号第 2 の 2 の(13)、第 2 の 5

の(24)、地域密着型の留意事項第2の7の(24)】

(2) その他

療養食加算等については、定員利用・人員基準に適合する施設又は事業所において算定可能である。このため、定員超過利用月においては、これらの加算を算定することはできない。

【指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表8のハ、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表1のロ、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表6のル】

2 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設

(1) 個別機能訓練加算

個別機能訓練を行う場合は、開始時及びその3月ごとに1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録する。【平成12年老企第40号第2の5の(13)、地域密着型の留意事項第2の7の(13)】

(2) 入所者が入院し、又は外泊したときの費用の算定

入院又は外泊の期間は初日及び最終日は含まないので、連続して7泊8日の入院又は外泊を行う場合は、6日と計算される。【平成12年老企第40号第2の5の(16)、地域密着型の留意事項第2の7の(16)】

(3) 初期加算

入所日から30日間中に外泊を行った場合、当該外泊を行っている間は、初期加算を算定できない。

また、当該施設から、病院等への入院後30日以内に再入所した場合は、初期加算を算定できない。【平成12年老企第40号第2の5の(17)、地域密着型の留意事項第2の7の(17)】

(4) 栄養マネジメント加算

作成した栄養ケア計画は、栄養ケア・マネジメントの対象となる入所者又はその家族に説明し、同意を得る。

また、入所者毎に、概ね3月を目途として、低栄養状態のリスクについて、栄養スクリーニングを実施し、栄養ケア計画の見直しを行う。【平成12年老企第40号第2の5の(20)、地域密着型の留意事項第2の7の(20)】

※ 詳しくは、広島市介護保険課事業者指導係 (TEL 082-504-2183)

へお気軽にお尋ねください。

なお、この資料は、広島市ホームページ (<http://www.city.hiroshima.jp/>) の広島市ホーム〈ライフメニュー〉介護〈広島市の介護保険制度〉各サービスにおける介護報酬算定に係る指摘事項・Q&A〉集団指導資料 に掲載されます。

## 介護老人福祉施設等に対する実地指導の実施について

### 1 目的

サービスの質の確保及び保険給付の適正化を目的として、市内の指定介護老人福祉施設等に対し、介護保険法第 23 条に基づき実地指導を実施する。

### 2 実施内容

#### (1) 対象サービス

- ① 介護老人福祉施設、空床利用型の短期入所生活介護及び併設の短期入所生活介護
- ② 地域密着型介護老人福祉施設、空床利用型の短期入所生活介護及び併設の短期入所生活介護

#### (2) 実施時期

平成 21 年 9 月～12 月（1 か月当たり概ね 12 施設）

#### (3) 実施時間

1 施設当たり 午前 10 時～午後 4 時

#### (4) 実施順序

施設が所在する区の実施順序を、佐伯区、安芸区、安佐北区、安佐南区、西区、南区、東区、中区とする。

#### (5) 当日閲覧を求める書類

- ① 雇用契約書、辞令書等
- ② 免許（資格）証の写し
- ③ 施設サービス計画
- ④ 入所者の処遇等に関する記録（業務日誌、個別記録、食事せん等）
- ⑤ 入所者との契約関係書類（契約書、重要事項説明書、個人情報使用同意書）
- ⑥ 介護報酬請求に関する書類（介護給付費明細書・請求書等） など

#### (6) 対象期間

平成 16 年 4 月から直近まで